

6	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 6	
	イ 初診又は訪問診療を行った場合	48点
	ロ 再診時等	6点
7	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 7	
	イ 初診又は訪問診療を行った場合	56点
	ロ 再診時等	7点
8	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 8	
	イ 初診又は訪問診療を行った場合	64点
	ロ 再診時等	8点
注1	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
2	1のイ、2のイ、3のイ、4のイ、5のイ、6のイ、7のイ又は8のイについては、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの1又は3を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。	
3	1のロ、2のロ、3のロ、4のロ、5のロ、6のロ、7のロ又は8のロについては、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの2を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。	

○102 入院ベースアップ評価料（1日につき）

1	入院ベースアップ評価料1	1点
2	入院ベースアップ評価料2	2点
3	入院ベースアップ評価料3	3点
4	入院ベースアップ評価料4	4点
5	入院ベースアップ評価料5	5点
6	入院ベースアップ評価料6	6点
7	入院ベースアップ評価料7	7点
8	入院ベースアップ評価料8	8点
9	入院ベースアップ評価料9	9点
10	入院ベースアップ評価料10	10点
11	入院ベースアップ評価料11	11点
12	入院ベースアップ評価料12	12点
13	入院ベースアップ評価料13	13点
14	入院ベースアップ評価料14	14点
15	入院ベースアップ評価料15	15点
16	入院ベースアップ評価料16	16点
17	入院ベースアップ評価料17	17点
18	入院ベースアップ評価料18	18点
19	入院ベースアップ評価料19	19点
20	入院ベースアップ評価料20	20点
21	入院ベースアップ評価料21	21点
22	入院ベースアップ評価料22	22点
23	入院ベースアップ評価料23	23点
24	入院ベースアップ評価料24	24点
25	入院ベースアップ評価料25	25点
26	入院ベースアップ評価料26	26点
27	入院ベースアップ評価料27	27点
28	入院ベースアップ評価料28	28点
29	入院ベースアップ評価料29	29点
30	入院ベースアップ評価料30	30点
31	入院ベースアップ評価料31	31点

32	入院ベースアップ評価料	32点
33	入院ベースアップ評価料	33点
34	入院ベースアップ評価料	34点
35	入院ベースアップ評価料	35点
36	入院ベースアップ評価料	36点
37	入院ベースアップ評価料	37点
38	入院ベースアップ評価料	38点
39	入院ベースアップ評価料	39点
40	入院ベースアップ評価料	40点
41	入院ベースアップ評価料	41点
42	入院ベースアップ評価料	42点
43	入院ベースアップ評価料	43点
44	入院ベースアップ評価料	44点
45	入院ベースアップ評価料	45点
46	入院ベースアップ評価料	46点
47	入院ベースアップ評価料	47点
48	入院ベースアップ評価料	48点
49	入院ベースアップ評価料	49点
50	入院ベースアップ評価料	50点
51	入院ベースアップ評価料	51点
52	入院ベースアップ評価料	52点
53	入院ベースアップ評価料	53点
54	入院ベースアップ評価料	54点
55	入院ベースアップ評価料	55点
56	入院ベースアップ評価料	56点
57	入院ベースアップ評価料	57点
58	入院ベースアップ評価料	58点
59	入院ベースアップ評価料	59点
60	入院ベースアップ評価料	60点
61	入院ベースアップ評価料	61点
62	入院ベースアップ評価料	62点
63	入院ベースアップ評価料	63点
64	入院ベースアップ評価料	64点
65	入院ベースアップ評価料	65点
66	入院ベースアップ評価料	66点
67	入院ベースアップ評価料	67点
68	入院ベースアップ評価料	68点
69	入院ベースアップ評価料	69点
70	入院ベースアップ評価料	70点
71	入院ベースアップ評価料	71点
72	入院ベースアップ評価料	72点
73	入院ベースアップ評価料	73点
74	入院ベースアップ評価料	74点
75	入院ベースアップ評価料	75点
76	入院ベースアップ評価料	76点
77	入院ベースアップ評価料	77点
78	入院ベースアップ評価料	78点
79	入院ベースアップ評価料	79点
80	入院ベースアップ評価料	80点
81	入院ベースアップ評価料	81点
82	入院ベースアップ評価料	82点

83	入院ベースアップ評価料83	83点
84	入院ベースアップ評価料84	84点
85	入院ベースアップ評価料85	85点
86	入院ベースアップ評価料86	86点
87	入院ベースアップ評価料87	87点
88	入院ベースアップ評価料88	88点
89	入院ベースアップ評価料89	89点
90	入院ベースアップ評価料90	90点
91	入院ベースアップ評価料91	91点
92	入院ベースアップ評価料92	92点
93	入院ベースアップ評価料93	93点
94	入院ベースアップ評価料94	94点
95	入院ベースアップ評価料95	95点
96	入院ベースアップ評価料96	96点
97	入院ベースアップ評価料97	97点
98	入院ベースアップ評価料98	98点
99	入院ベースアップ評価料99	99点
100	入院ベースアップ評価料100	100点
101	入院ベースアップ評価料101	101点
102	入院ベースアップ評価料102	102点
103	入院ベースアップ評価料103	103点
104	入院ベースアップ評価料104	104点
105	入院ベースアップ評価料105	105点
106	入院ベースアップ評価料106	106点
107	入院ベースアップ評価料107	107点
108	入院ベースアップ評価料108	108点
109	入院ベースアップ評価料109	109点
110	入院ベースアップ評価料110	110点
111	入院ベースアップ評価料111	111点
112	入院ベースアップ評価料112	112点
113	入院ベースアップ評価料113	113点
114	入院ベースアップ評価料114	114点
115	入院ベースアップ評価料115	115点
116	入院ベースアップ評価料116	116点
117	入院ベースアップ評価料117	117点
118	入院ベースアップ評価料118	118点
119	入院ベースアップ評価料119	119点
120	入院ベースアップ評価料120	120点
121	入院ベースアップ評価料121	121点
122	入院ベースアップ評価料122	122点
123	入院ベースアップ評価料123	123点
124	入院ベースアップ評価料124	124点
125	入院ベースアップ評価料125	125点
126	入院ベースアップ評価料126	126点
127	入院ベースアップ評価料127	127点
128	入院ベースアップ評価料128	128点
129	入院ベースアップ評価料129	129点
130	入院ベースアップ評価料130	130点
131	入院ベースアップ評価料131	131点
132	入院ベースアップ評価料132	132点
133	入院ベースアップ評価料133	133点

134	入院ベースアップ評価料134	134点
135	入院ベースアップ評価料135	135点
136	入院ベースアップ評価料136	136点
137	入院ベースアップ評価料137	137点
138	入院ベースアップ評価料138	138点
139	入院ベースアップ評価料139	139点
140	入院ベースアップ評価料140	140点
141	入院ベースアップ評価料141	141点
142	入院ベースアップ評価料142	142点
143	入院ベースアップ評価料143	143点
144	入院ベースアップ評価料144	144点
145	入院ベースアップ評価料145	145点
146	入院ベースアップ評価料146	146点
147	入院ベースアップ評価料147	147点
148	入院ベースアップ評価料148	148点
149	入院ベースアップ評価料149	149点
150	入院ベースアップ評価料150	150点
151	入院ベースアップ評価料151	151点
152	入院ベースアップ評価料152	152点
153	入院ベースアップ評価料153	153点
154	入院ベースアップ評価料154	154点
155	入院ベースアップ評価料155	155点
156	入院ベースアップ評価料156	156点
157	入院ベースアップ評価料157	157点
158	入院ベースアップ評価料158	158点
159	入院ベースアップ評価料159	159点
160	入院ベースアップ評価料160	160点
161	入院ベースアップ評価料161	161点
162	入院ベースアップ評価料162	162点
163	入院ベースアップ評価料163	163点
164	入院ベースアップ評価料164	164点
165	入院ベースアップ評価料165	165点

注 主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、第1章第2部第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、同部第3節の特定入院料又は同部第4節の短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。）を算定しているものについて、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料

介護老人保健施設の入所者である患者（以下この表において「施設入所者」という。）に対して行った療養の給付に係る診療料の算定は、前2章の規定にかかわらず、この章に定めるところによる。

第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項

1 緊急時施設治療管理料 500点

注 平成18年7月1日から令和6年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第13条に規定する転換を行つて開設した介護老人保健施設（以下この表において「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。）に併設される保険医療機関の医師が、当該療養病床から転換した介護老人保健施設の医師の求めに応じて入所している患者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により、夜間又は休日に緊急に往診を行った場合に、1日に1回、1月に4回に限り算定する。